

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

控訴第1準備書面

(一審原告ら)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2022年10月31日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士	山田	秀樹	
同	笹田	参三	
同	小林	明人	代
同	井上	卓也	代
同	山本		妙代
同	岡本	浩明	代
同	見田村	勇磨	代
同	横山	文夫	代
同	樽井	直樹	代
同	中谷	雄二	代

< 目次 >

- 第1 本準備書面の目的
- 第2 「総合考慮」の判断枠組み
- 第3 判断枠組みへのあてはめ
- 第4 原判決の誤り
- 第5 総括

第1 本準備書面の目的

本準備書面は、一審原告らの控訴理由書の第4、3項及び4項を整理して主張するものである。すなわち、原判決は、警察法2条1項を根拠として「総合考慮」によって、本件情報収集行為等が違法とまではいえないと判断した(38頁)。しかしながら、その判断は以下に述べるとおり誤りであるから、破棄されるべきであることを述べる。

第2 「総合考慮」の判断枠組み

1 本件で問題となる情報収集

本件で一審原告らが問題としている大垣警察(広く公安警察全体を意味している)の情報収集は2点ある。すなわち、1点は本件情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した情報をはじめ、一審原告らに着目し、一審原告らの情報を継続的に収集してきたこと、である。2点目は、本件情報交換において、シーテック社を協力者に仕立てて、本件情報交換の場でシーテック社から一審原告らの情報を収集したことである(この両者を併せて本件情報収集等という)。

この点、原判決も、大垣警察が、一審原告らについて、本件情報交換時及び過去に、情報を収集していたことを認定している。すなわち、本件情報交換時にシーテック社から提供された情報を、大垣警察が保有していることを認定している(34頁)。また、本件情報交換時に大垣警察がシーテック社に一審原告らの情報を提供していることから、これらの情報を収集し保有していたことを認定している。さらに、大垣警察がシーテック社に提供した情報には評価を伴う事実も含まれているとして、その評価の前提となる情報を収集し保有していたことも認定している。

このように、原判決が認定した大垣警察が収集した情報は、以下の3つである。

- ① 本件情報交換時にシーテック社に提供した情報そのもの
- ② 本件情報交換時にシーテック社に提供した評価を伴う情報の前提となる情報

③ 本件情報交換時にシーテック社から提供された情報

2 判断枠組み

以上のような本件情報収集等は、大垣警察が一番原告らという特定の個人に着目し、一番原告らの情報をことさらに収集した点に特徴がある。この点、本件と同じく、特定の個人に着目してことさらに情報を収集したことを違法と判断したものに、いわゆる自衛隊情報保全隊事件の仙台高裁判決がある。判断枠組みに関する判旨は以下のとおりである（判決書76～77頁）。

「ア 情報収集活動と法令上の根拠

一番原告らは、本件における情報保全隊による情報収集行為等は、一番原告らの人格に関する権利利益を侵害するものであるにもかかわらず、法令上の根拠を欠くから違法である旨主張する。しかし、行政機関が行う情報収集活動について、個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されない。自衛隊の施設等の情報保全業務（秘密保全、隊員保全、組織、行動等の保全及び施設、装備品等の保全並びにこれらに関する業務）のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うこととされている自衛隊の情報保全隊（前提事実(3)）において、収集の対象となる情報に個人に関する情報が含まれているとしても、そのゆえをもって直ちに個人の人格に関する権利利益が侵害されたということはできず、その法令上の根拠が明らかでないことから、直ちに、その収集行為が当該個人に対する関係で国賠法上、違法であるということはいできない。」

「イ 違法性についての判断

本件においては、主に情報保全隊による本件派遣反対活動に関する情報の収集行為が一番原告らとの関係において、国賠法上、違法性を有するかどうか問題となっているところ、この点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある。」

このように、仙台高裁判決は、①情報収集行為の目的、②必要性、③態様、④情報の管理方法、⑤情報の私事性、⑥秘匿性の程度、⑦個人の属性、⑧被侵害利益の性質、⑨その他の事情、によって総合考慮している。ただし、仙台高裁判決は、単にこれら9つの事情を総合考慮して判断したわけではない。仙台高裁判決の判断枠組みにおいて重要な視点は、活動に関する情報収集かそれとも特定の個人に着目しての情報収集か、という点である。すなわち、仙台高裁は、「特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としていたものとは考え難い」、「もとより、議員といえども、自衛隊によって、必要性もないのに議員個人に着目して継続的に情報が収集されるなどした場合には、その態様如何によっては違法性を有する場合がありますと考えられる」などと判示し、特定の個人に着目した情報収集か否かという点を重視しているからである（下線引用者）。議員という公人であっても個人に着目した情報収集が違法となりうるのであれば、私人であればなおさら、個人に着目した情報収集は違法となろう。

そこで、本件情報収集の違法性についても、特定の個人に着目した情報収集か否かという観点から、当該仙台高裁判決の判断枠組みに従って総合考慮を行う。

第3 判断枠組みへのあてはめ

1 ①情報収集行為の目的

(1) 本件情報交換の目的

本件情報交換の実態は、原審でも主張したように、シーテック社を協力者に仕立てて、ことさらに一審原告らの情報収集をしようとしたものである。したがって、本件情報交換の目的は、一審原告らという特定の個人に関する情報をことさらに収集することであった。それは以下の事実から明らかである。

ア 一審原告近藤及び一審原告船田は風力発電事業とは全く関係がなかった

一審原告近藤や一審原告船田は、本件風力発電事業には全く関係がなかった。すなわち、一審原告近藤及び一審原告船田は、上鍛冶屋地区の住民でもなかったし、

風力発電に関する勉強会に参加したわけでもなかった。そうであるのに、大垣警察は、シーテック社に対し、わざわざ一審原告近藤や一審原告船田の名前を出したうえ、一審原告近藤や一審原告船田の情報を提供した。これは、シーテック社をして一審原告らの情報を収集させる目的があったからに他ならない。

イ 大垣警察から提供されるのは一審原告らの情報ばかりである

本件情報交換では、本件風力発電事業とは関係のない一審原告ら個人に関する情報がやり取りされていた。例えば、第2回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」という情報（甲1・10頁）は、第1回情報交換から第2回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。すなわち、一審原告松島は2013年11月17日開催のぎふコラボ友の会総会において、友の会の役員に選任されたからである。また、第4回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した一審原告近藤に関する「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである」という情報（甲1・25頁）も、第2回情報交換から第4回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。これらの情報は、本件風力発電事業とは全く関係がない。したがって、大垣警察は、本件風力発電事業とは無関係に、一審原告松島や一審原告近藤という特定の個人に着目して、ことさらに情報を収集していることが分かる。これは、シーテック社に本件風力発電事業が円滑に進まないかもしれないという脅威や不安を与えるために、シーテック社に提供することを目的として収集されたものである。シーテック社に脅威や不安を感じさせ、シーテック社が一審原告ら4人に着目して情報を収集するように仕向けるために収集され、提供されたものである。よって、本件情報交換の目的が、シーテック社をして一審原告らという特定の個人の情報を収集させる目的であったことは明らかである。

ウ シーテック社から一審原告らの情報を収集している

現に、大垣警察は、本件情報交換によりシーテック社から一審原告らの情報を収

集している。シーテック社から大垣警察に提供された一審原告らの情報は、具体的には以下のとおりである。

「上石津地区の上鍛冶屋自治会関係者で有ることも把握しており、以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動されたことも承知している。」(甲1・8頁)

「地元の有力者から、あいつらは何でも反対する共産党と呼ばれていると聞いている。」(甲1・8頁)

「反対運動者の三輪唯夫氏が平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出された」(甲1・10頁)

「松島住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じている。」(甲1・10頁)

「6月26日(木)中部電力(株)株主総会に『大垣市の近藤ゆり子』が出席し、質問をしている。中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安に感じる。地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているか、CSRの観点から取締役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテックが進めている風力発電事業は地元を無視しているとの意見も述べた。」(甲1・24頁)

このように、大垣警察は、現に、シーテック社から、一審原告らの情報を収集している。その際、大垣警察から「個人情報収集していないので」などと断る素振りはない。むしろ、原審でも主張したように、過激なメンバーが岐阜に応援に入る可能性があるとか(甲1・19頁)、反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している(甲1・25頁)などとしてシーテック社の不安感をあおり、よりシーテック社が一審原告らの動向に着目するように仕向けている。

(2) 本件情報交換においてシーテック社に提供された情報の収集活動の目的

ア 個人に着目した情報である

大垣警察からシーテック社に提供された一審原告らの情報は、一審原告らの人物像や思想・信条に関するものであり、一審原告らという特定の個人に着目した情報が提供されている。例えば、一審原告三輪及び一審原告松島については「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか」（甲 1・8 頁）、「三輪唯夫と交代で友の会役員を行っているようである」（甲 1・10 頁）などである。一審原告近藤については「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子』という人物がいるが御存じか。」「本人は60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる。」（甲 1・9 頁）、「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。」（甲 1・25 頁）などである。一審原告三輪及び一審原告船田に関する「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」（甲 1・19 頁）もそうである。

このように、一審原告らの人物像などに言及されていることからして、過去に収集したこれらの情報も、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集したものであることは明らかである。「過去にこういう運動や活動があつて、このように公共の安全と秩序が害された、その運動を主導したのが一審原告らだ」というような提供の仕方では全くない。このことから、これらの情報を収集した当時もそのような観点での収集ではなかったことが分かる。活動に着目したのではなく、一審原告らという特定の個人に着目して、ことさらに収集してきたことは、提供された情報の内容や提供の仕方から明らかである。

イ シーテック社に提供する目的があつた

大垣警察が、第2回情報交換においてシーテック社に提供した「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」という情報（甲 1・10 頁）や、第4回情報交換においてシーテック社に提供した「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので

で、風車事業反対運動に本腰を入れそうである」という情報（甲1・25頁）は、先にも述べたように、いずれも本件情報交換が開始した以降に大垣警察が収集したものである。このように、これらの情報の収集時期は明確である。この収集時期からして、これらの情報は、シーテック社に提供する目的を含んで収集されたものであることも明確である。実際にも、シーテック社に提供されている。そして、これらの情報は本件風力発電事業とは全く関係がない。一審原告松島や一審原告近藤という特定の個人に着目してことさらに収集された情報である。

このように、この情報は、一審原告松島及び一審原告近藤という特定の個人に着目し、シーテック社に提供する目的を含んで、ことさらに収集されたものである。

(3) 小括

以上より、本件情報交換時の情報収集についても、過去の情報収集についても、その目的は、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集する目的であった。

2 ②情報収集行為の必要性

(1) 本件情報交換時

この時点では風力発電の勉強会が開催されたり、知事や市長への嘆願書が提出されたりしただけである。これらは集会の自由や請願権という憲法で保障された人権の行使であって、およそ「公共安全と秩序の維持」を害するような活動ではなかった。仮に、かかる市民運動が発展し、将来において「公共安全と秩序の維持」を害する可能性があったとしても、この時点ではそれは抽象的な可能性にすぎず、かつその可能性も極めて小さいものであった。そのような状況において情報収集の必要性が認められるのは、例えば、今後の運動の方向性（デモ等の計画の有無等）等に限定されるはずである。すなわち、活動に関する情報に限定される。主催者や中心人物が誰か、などという特定の個人に着目した情報収集の必要性は、この時点では全く認められない。したがって、主催者や中心人物という特定の個人に着目し

て、その特定個人の情報をことさらに収集する必要性はおよそ認められない。主催者や中心人物に着目しての情報収集が許されないのであるから、勉強会や嘆願書の提出に全く関わりのなかった一審原告近藤や一審原告船田に関する情報収集が許されるはずがない。

(2) 提供された情報の収集行為時

いつ、どのような目的で収集されたのかについて一審被告県が主張・立証しない以上、必要性がないというほかない。少なくとも、ゴルフ場建設反対運動も、徳山ダム訴訟に関連する市民運動も、いずれも「公共安全と秩序の維持」を害することはなかった。したがって、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集する必要性は認められない。また、ゴルフ場建設反対運動や徳山ダム訴訟当時に収集されたとしても、これらの市民運動が実際に「公共安全と秩序の維持」を害することがなかった時点でこれらの情報の保有の必要性は失われる。したがって、本件情報交換時まで保有している必要性はおよそ認められない。

以上より、シーテック社に提供された一審原告らの情報がいつどのように収集されたとしても、一審原告らという特定の個人に着目した情報収集の必要性はおよそ認められない。

(3) 小括

以上より、本件情報交換時の情報収集についても、過去の情報収集についても、一審原告らに着目してことさらに情報を収集する必要性は皆無であった。

3 ③情報収集行為の態様

(1) 本件情報交換時

大垣警察が違法に収集した一審原告らの情報を違法に提供し、シーテック社を協力者に仕立てたうえで、シーテック社から一審原告らのさらなる情報を収集したものであり、その態様は違法というほかない。

(2) 提供された情報の収集行為時

大垣警察からシーテック社に提供された情報の収集行為について、一審被告県が何ら主張・立証しない以上、詳細な態様は不明である。もともと、本件情報交換のように、違法な情報提供を手段として収集したものであることが十分推認される。よって、過去の情報収集の態様も違法というほかない。

(3) 小括

以上より、本件情報交換時の情報収集についても、過去の情報収集についても、違法な情報提供を手段として収集したものであって、その態様は違法というほかない。

4 ④情報の管理方法

本件情報交換時には、一審原告らの情報を第三者たるシーテック社に違法に提供している。また、過去に収集された一審原告らの情報をいつまでも保有し続けている。百歩譲って、仮に収集当時は個人に着目してことさらに収集したものではなかったとしても、ゴルフ場建設反対運動や徳山ダム訴訟が「公共の安全と秩序の維持」を害することはなかったのであるから、本来、速やかに廃棄されなければならないはずである。ところが、大垣警察は本件情報交換時までこれらの情報を保有し続けていた。かかる保有は「公共の安全と秩序の維持」とは全く関係なく、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに保有し続けてきたということである。

以上より、大垣警察の情報の管理方法も違法というほかない。

5 ⑤情報の私事性

収集された情報は、一審原告らの思想・信条に関するものや病歴などであり、極めて私事性が高い。公共の利害に関する情報では全くない。

6 ⑥秘匿性の程度

一審原告船田の病歴は極めて秘匿性の高い情報である。その他、思想や信条に関

する情報も秘匿性は高い。原判決が認定したとおり、仮に一審原告らが過去に市民運動を行うに伴いこれに関連する一定の情報を公表したとしても、その過去の一事をもって、その後永続的に第三者にこれらの情報が収集されることまで当然に許容していたわけではないのであって、秘匿性が低いということにはならない。

7 ⑦個人の属性

一審原告三輪は、過去に町会議員を1期務めたことがあるが、その後は養鶏業を営んでいた。一審原告松島は僧侶であり、一審原告近藤は市民運動家、一審原告船田は法律事務所の職員であり、全員、公人ではなく一市民たる私人である。

8 ⑧被侵害利益の性質

一審原告らが大垣警察に収集された情報は、いずれも思想・信条や病状に関わるプライバシー情報であるところ、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに収集等されない自由が憲法13条によって保障されている。よって、被侵害利益の性質は憲法上の人権という極めて重要な権利である。

9 総括

本件情報収集の目的が、本件情報交換時についても過去の情報収集時についても、一審原告らという特定の個人に着目して、一審原告らの情報をことさらに収集するものであったことは明らかである。そして、そのような目的のもとでの必要性は、本件情報交換時においても過去の情報収集時においても皆無であった。収集の態様も、違法な情報提供を手段とするもので違法というほかない。収集された情報は長期間にわたって保有され続けたうえ違法に提供されるなどしており、適切に管理されているとは言い難い。収集の対象となった一審原告らは全員私人であり、政治家等の公人ではなく、収集された情報も、思想・信条に関わる運動歴等であり、私事性が高いうえ、秘匿性も決して低くない。収集によって侵害された利益は、憲法で

保障されたプライバシー権という人権である。以上を総合考慮すると、本件情報交換時においても、過去の情報収集時においても、その情報収集が違憲・違法であることは明らかである。

第4 原判決の誤り

以上の主張を前提に、原判決の判断の誤りを指摘する。

先にも述べたように、原判決も、大垣警察が以下の情報を収集していたことを認定している。

- ① 本件情報交換時にシーテック社に提供した情報そのもの
- ② 本件情報交換時にシーテック社に提供した評価を伴う情報の前提となる情報
- ③ 本件情報交換時にシーテック社から提供された情報

そのうえで、原判決も、仙台高裁判決の判断枠組みに従って判断している。しかし、以下に述べるように、原判決の判断は誤っている。

1 情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質

大垣警察が収集した情報は、一審原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものであってプライバシー情報であること、一審原告らが公人ではなく私人であること、したがって、被侵害利益の性質が第三者にみだりに収集・保有されない自由であることは、いずれも原判決の認定したとおりである。

2 本件情報収集の目的について

(1) 大垣警察がシーテック社に提供した情報の収集の目的について

ア 原判決の判示

原判決は、大垣警察が収集し保有していた情報（シーテック社に提供した情報）については、大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期

が明らかではないとして、その目的が証拠上認定できない、とした。

イ 目的は明らかである

しかし、これらの情報を収集し保有した大垣警察の目的は、証拠から明らかである。すなわち、原判決も認定したように、大垣警察がシーテック社に提供した情報は、いずれもプライバシー情報である。プライバシー情報は、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集しなければ収集できないものである。また、原判決も認定したように、大垣警察は、一審原告らについて、評価を伴う情報の前提となる情報も収集していた。このような評価の前提となる情報も、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集しなければ収集できないものである。すなわち、大垣警察が、一審原告らという特定の個人に着目し、ことさらにその情報を収集していたことは、原判決の認定した事実によっても認定できる。大垣警察がシーテック社に提供した情報は、過去に一審原告らが行った市民運動の規模や内容といった活動に関する情報とは全く異なる。このように、大垣警察は、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集していたのである。もちろん、個人に着目して情報を収集する目的が全て違法というわけではない。要は、その必要性があったか否かである。この点、原判決は「大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期が明らかではな」と判示した。そうであれば、一審原告ら個人に着目したこれらの情報収集の必要性も到底認定できないはずである。したがって、大垣警察がシーテック社に提供した一審原告らの情報は、何らの必要性もないのに一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集されたものであった。

ウ 時期も明らかである

原判決は、収集した時期も分からないとする。しかし、大垣警察がシーテック社に提供した情報のうち、収集の時期が明らかな情報もある。すなわち、第2回情報交換において、大垣警察がシーテック社に提供した情報のうち、「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」という情報（甲1・

10頁)は、第1回情報交換から第2回情報交換の間に大垣警察が収集した情報である。また、第4回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した一審原告近藤に関する「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日(憲法の日)に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである」という情報(甲1・25頁)も、第2回情報交換から第4回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。

これらの情報は、風力発電事業とは全く関係がない。したがって、大垣警察は、風力発電事業とは関係なく、一審原告松島及び一審原告近藤という特定の個人に着目して、ことさらに収集していることが分かる。また、この情報はシーテック社に提供する目的で収集されたことも明らかである。

エ まとめ

以上より、大垣警察がシーテック社に提供した情報は、何らの必要性もないのに、一審原告らという特定の個人に着目して、一審原告らの情報をことさらに収集する目的で収集されたものである。少なくとも、一審原告松島がぎふコラボの役員になったという情報や一審原告近藤が本格的に動き出しそうだという情報の収集は、本件風力発電事業やその反対運動とは関係なく、何らの必要性もないのに、一審原告松島及び一審原告近藤という特定の個人に着目して収集する目的で収集されたものであり、かつシーテック社に提供する目的で収集されたものである。原判決の認定は誤っている。

(2) シーテック社からの情報収集の目的について

ア 原判決の判示

原判決は、「主に本件風力発電事業に対する原告らの行動等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握することを目的としていた」と認定した。

イ シーテック社から一審原告らのさらなる情報を収集する目的であった

しかし、原判決が認定したような目的に限定されるものではない。原審で繰り返

し主張してきたように、シーテック社を協力者に仕立てて、シーテック社から一審原告らの情報を収集する目的もあった。なぜなら、一審原告近藤及び一審原告船田は風力発電事業とは何らの関係もなかったのに、大垣警察はわざわざこの2人の情報をシーテック社に提供したからである。原判決は「主に本件風力発電事業に対する原告らの行動等の情報」としてあいまいにしているが（下線引用者）、この時点では一審原告近藤及び一審原告船田は本件風力発電事業とは全く関係がない。

このように、本件情報交換の目的は、シーテック社を協力者に仕立て、シーテック社から一審原告らという特定の個人の情報をことさらに収集する目的であった。

(3) 小括

以上より、大垣警察は、シーテック社に提供した情報の収集についても、また本件情報交換におけるシーテック社からの情報収集についても、その目的は、いずれも一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報収集する目的であった。よって、原判決の認定は誤っている。

3 本件情報収集等の必要性について

(1) 大垣警察がシーテック社に提供した情報の収集の必要性について

ア 原判決の判示

原判決は、大垣警察がシーテック社に提供した情報については、「大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期が証拠上明らかではなく、その必要性の有無及びその程度についても証拠上認定することができない。もっとも、このように本件情報収集等の目的及び必要性につき証拠上認定することができないとはいえ、上記ウで認定したシーテック社からの情報収集等の目的に照らせば、本件情報収集等(マ)の目的は、これに無関係であるとは考え難い上、原告らのこれまでの活動歴をも考慮すれば、前記2(2)で述べた警察の責務に照らし、本件情報収集等の必要性がなかったと認めることはできない。」とした。

イ 個人に着目して収集する目的であった

しかし、先にも述べたように、大垣警察が収集、保有していた情報の収集の目的は、一審原告らという特定の個人の情報をことさらに収集する点にあったのであり、かかる目的は証拠から十分認定できる。先にも述べたように、原判決の認定した目的は誤っている。

また、仮に原判決の判示したとおり、情報の内容、情報収集の方法及び時期が証拠上明らかではなく、その必要性の有無及びその程度についても証拠上認定できないというのであれば、情報収集の目的を達成するための必要性も認定できないはずである。「このように本件情報収集等の目的及び必要性につき証拠上認定することができないとはいえ、上記ウで認定したシーテック社からの情報収集等の目的に照らせば、本件情報収集等(マ)の目的は、これに無関係であるとは考え難い」というのは、目的を認定するための前提事実が認定できないのに無関係とは考え難いとしている点で、判断の根拠を欠き論理の飛躍がある。また、「原告らのこれまでの活動歴をも考慮すれば」というのは、原判決自身、一審原告らの活動歴という一審原告らの個人に着目した情報収集であることを認めているものである。

ウ 個人に着目して収集する目的での情報収集の必要性はない

なお、原判決は、シーテック社からの情報収集の目的から、過去の情報収集の目的を推認している。その推認方法自体は正しい。なぜなら、大垣警察の情報収集は組織的かつ継続的に行われているのであって、公安警察という組織としての継続的な目的は過去も本件情報交換時においても一貫しているからである。そうであれば、先に述べたように、大垣警察の本件情報交換における目的は、シーテック社から一審原告らという特定の個人の情報をことさらに収集する目的であったのであるから、過去の情報収集も同様に、一審原告らという特定の個人の情報を収集する目的であったことは明らかである。原判決は、シーテック社からの情報収集等の目的に照らせば、本件情報収集等の目的はこれに無関係であるとは考え難いとしているところ、その推認方法自体は正しいが、前提となるシーテック社からの情報収集の目的を誤っている。「原告らのこれまでの活動歴をも考慮すれば」と原判決も判示す

るように、大垣警察も、まさに一審原告らの過去の活動歴等によって、その活動自体ではなく、一審原告らという特定の個人に着目してその情報をことさらに収集していたのである。

このように、まさに原判決が判示したように、大垣警察は、過去の情報収集も、本件情報交換と同様に、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集する目的であった。そして、原判決も認定するように、いかなる時期においても、そのような目的で一審原告らの情報をことさら収集する必要性は全くなかった。

なお、少なくとも、一審原告松島がぎふコラボ友の会の役員に就任したという情報は、その収集時期が明らかである。この点、原判決は、その収集の目的について「原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握する」目的と認定している。仮にそのような目的であるとしても、その情報の収集の必要性は皆無である。なぜなら、原判決も認定したように一審原告らは過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはない。そして、ぎふコラボは弁護士法人であって法を侵すことなどあり得ない。現に、ぎふコラボが中心となって実施してきた西濃憲法集会も、憲法の保障する表現の自由や集会の自由をまっとうに行使するものであって、公共の安全と秩序の維持を害したことはない。公共の安全と秩序の維持を害したことの無い一審原告らと、同じく公共の安全と秩序の維持を害したことの無いぎふコラボが連携したとしても、公共の安全と秩序の維持を害することはない。ゼロ+ゼロはゼロであり、ゼロ×ゼロもゼロである。よって、仮に原判決の認定するように、本件情報交換における大垣警察の目的が「原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握する」ものであり、かつ、この一審原告松島のぎふコラボ友の会役員就任の情報の収集の目的がそれと同趣旨であったとしても、この時点においてこのような情報を収集する必要性は全くない。本件風力発電事業に関する反対運動とぎふコラボは未だ何らの関係もなく、かつ、仮に連携したとしても公共の安全と秩序の維持を害する可能性は皆無であるからで

ある。さらに付け加えれば、ぎふコラボは弁護士法人であり、民間の一法人に過ぎない。したがって、一審原告松島がぎふコラボ友の会の役員に就任したという情報は、一審原告松島及びぎふコラボという特定の個人や法人に着目した情報ということになる。

エ まとめ

以上より、大垣警察が収集し、保有していた情報は、その目的との関連において必要性は全くないものであった。

(2) シーテック社からの情報収集の必要性について

ア 原判決の判示

原判決は、本件情報交換によりシーテック社から情報を収集する必要性について、「原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に反対する活動をきっかけとして本件風力発電事業に対し反対する意見が強まり、さらに原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性が皆無とはいえない。そして、上鍛冶屋地区の本件風力発電事業に反対する行動が次第に活発化していったことに伴い（略）、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に反対する活動が市民運動に発展する可能性が徐々に高まっていったものと解される。」、「仮に、上記のとおり原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。」、「上記のような万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。」とした。

イ 原判決の認定した必要性は誤りである

先にも述べたように、大垣警察が本件情報交換を持ちかけた目的は、シーテック社を協力者に仕立ててシーテック社から一審原告らのさらなる情報を収集するためであった。風力発電事業に反対する運動との関わりで、一審原告らの情報を収集しようとしたのではない。したがって、一審原告らという特定の個人に着目した情報を収集する目的での必要性は皆無である。

仮に、本件情報交換の目的が原判決の認定したような目的であったとしても、一審原告三輪及び一審原告松島はじめ一審原告らは過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を展開したことはない。したがって、本件風力発電事業に対する市民運動がどのように発展しようとも、また、一審原告三輪及び一審原告松島が、一審原告船田、一審原告近藤及びぎふコラボとどのように連携しようとも、公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性は皆無である。

さらに、仮に、原判決の判示を前提にしても、原判決も認定するように、その必要性は「万が一」ということであり、極めて小さかった。そのような段階において、反対活動そのものに関する情報収集を超えて、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集する必要性は皆無である。大垣警察は、例えば第4回情報交換において、一審原告近藤の動向ということで、シーテック社から情報を収集している。この時点では一審原告近藤は、本件風力発電事業に関する反対運動とは関わっていない。よって、仮に原判決の認定したような「万が一の事態に備え」る必要性があるとしても、一審原告らという特定の個人に着目した情報収集の必要性まで認められるわけではない。

(3) 小括

以上より、大垣警察が収集し保有していた情報についても、本件情報交換においてシーテック社から収集しようとした情報についても、一審原告らという特定の個人に着目した情報収集の必要性は全くない。

5 本件情報収集の態様について

確かに態様は不明である。しかし、本件で明らかになったように、大垣警察は、本件情報交換のように、違法な情報提供を手段として民間人を協力者に仕立て、情報を収集しているのである。よって、かかる態様は違法というほかない。

6 総合考慮

(1) 原判決の判示

原判決の認定は、大垣警察がシーテック社に提供した情報については、その収集及び保有の必要性について否定することができない上、任意の手段により行われたとして適法とした。

また、本件情報交換によりシーテック社から収集し保有した情報についても、本件風力発電事業に関連する一審原告三輪及び一審原告松島の活動を考慮すればその程度は低いものの情報収集等を行う必要性があったことは否定できないとして適法とした。

(2) 原判決の判断は誤りである

しかし、以上に述べてきたように、大垣警察の情報収集の目的は、大垣警察がシーテック社に提供した情報についても、本件情報交換によりシーテック社から収集し保有した情報についても、いずれも一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集する目的であった。仮に、情報収集の目的が原判決の指摘するようなものであったとしても、過去のいかなる時点においても、また本件情報交換時においても、一審原告ら個人に着目した情報を収集する必要性は皆無であった。態様も違法な情報提供を手段とするものであり、任意手段ではない。

以上より、大垣警察の情報収集はいずれも違法である。

(3) 仮に原判決の判断を前提としても違法である

ア 仮に原判決が認定した目的及び必要性であったとしても、それだけで適法となるわけではない。

すなわち、仙台高裁判決は、「何人も個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有し、これはプライバシーに係る情報として法的保護に値する。また、行政機関は、私人とは異なり、情報収集能力に優れ、個人に関する情報が蓄積されやすい（蓄積されるほど漏えいの危険性が高まるともいえる。）という特性を有し、また、前記のとおり、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限られ、また、その

利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならないとされていることも考慮されなければならない。そして、情報保全隊は、一般に、個人に関する情報について、『外部からの働きかけ等を行う人物を特定し、自衛隊への影響を判断した上で必要最小限の個人情報を収集するようにしている。収集すべき個人情報の中に氏名は含まれ、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係も含まれる。』という運用をしていると認められる（…略…）ところ、上記各情報は、一般的にはプライバシーに係る情報に属するものであり、その収集には当然一定の限度があるべきであり、上記各情報の収集については、上記必要性が認められても、その必要性の程度も考慮の上で、その収集態様等によっては違法性を有する場合がありますというべきである。」と判示した。

このように、仙台高裁判決は、情報収集の目的や必要性が認められても、収集の対象がプライバシーに係る情報の場合には、その必要性の程度も考慮の上で、その収集態様等によっては違法性を有する場合がありますとした。

イ 本件においては、シーテック社に提供された情報は、原判決自らが認定したようにプライバシー情報である。また、本件情報交換によってシーテック社から収集した情報も、一審原告らの思想・信条に関する情報であって、プライバシー情報である。したがって、その必要性の程度も考慮したうえで、その収集態様等によっては違法性を有する場合に当たるか否かを、さらに検討しなければならなかった。しかし、原判決は、この点を全く検討していない。

そこで、この点を考慮するに、シーテック社に提供された情報については、確かに原判決が認定したように収集態様等は不明である。もっとも、収集態様等が不明であっても、その情報は原判決も認定したように、一審原告らの思想・信条に関するものであって、要保護性の高いプライバシー情報である。そのようなプライバシー情報を収集する必要があるとは言い難い。とりわけ、一審原告船田の病歴については、そのような情報を収集するいかなる必要性も見出し難い。したがって、いかに収集態様等が不明であっても、このような要保護性の高いプライバシー情報を

収集する必要性が極めて低いことからすれば、このような情報収集は違法というべきである。少なくとも一審原告船田の病歴については、収集の必要性は皆無であって違法である。

また、本件情報交換によってシーテック社から収集した情報については、原判決の認定を前提にすれば一定の必要性が認められるとしても、原判決自身も認定したようにその程度は低い。そして、収集態様等は、まさに原判決が認定したように違法な情報提供を手段とするものであった。この点は明確である。そうであれば、本件情報交換によってシーテック社から収集した情報は、必要性が低いうえに収集態様が違法であることから、違法というべきである。

ウ 以上より、仮に原判決の認定した目的や必要性を前提にしても、大垣警察が過去及び本件情報交換において収集した情報が全て一審原告らのプライバシー情報であることからすれば、収集の必要性が皆無であることあるいは極めて低いこと、収集態様が違法であることから、情報収集は違法であるといわざるを得ない。

(4) 小括

以上より、原判決の認定した目的や必要性はそもそも誤っているし、仮に原判決の認定した目的や必要性を前提としても、大垣警察の収集した情報が一審原告らのプライバシー情報であることに鑑みれば、情報収集は違法であり、とりわけ一審原告松島がぎふコラボ友の会の役員になったという情報、一審原告近藤が風車事業反対活動に本腰を入れそうであるという情報、一審原告船田の病歴についての情報の収集は違法というほかない。

第5 総括

本件情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した情報は全て一審原告ら個人に関する情報ばかりであった。提供された情報が一審原告らという特定の個人に関する情報ばかりであったことからすれば、過去に収集されたこれらの情報が、全て一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集されたことは明らか

である。そして、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに情報を収集する必要性は全くない。必要性がない以上、収集の態様が仮に任意の手段であっても違法である。また、一審原告松島及び一審原告近藤に関する情報の一部は、収集時期は明らかであるうえ、シーテック社に提供する目的を含んで一審原告松島及び一審原告近藤に着目して収集されたことも明らかである。このような目的での情報収集の必要性は皆無である。したがって、この一審原告松島及び一審原告近藤に関する情報収集は違法というほかない。

本件情報交換においても、シーテック社から提供されたのは一審原告ら個人に関する情報である。このような一審原告ら個人に関する情報を収集する必要性はない。また、態様も、違法な情報提供によるものである。よって、本件情報交換における情報収集も違法である。

以上より、本件情報収集は、仙台高裁判決の判断枠組みにしたがって、総合考慮すれば、シーテック社に提供した情報の収集も、本件情報交換における情報収集も、全て、一審原告らという特定の個人に着目してことさらに収集されたものであるから、違憲・違法である。

以上